



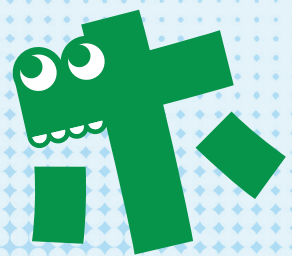
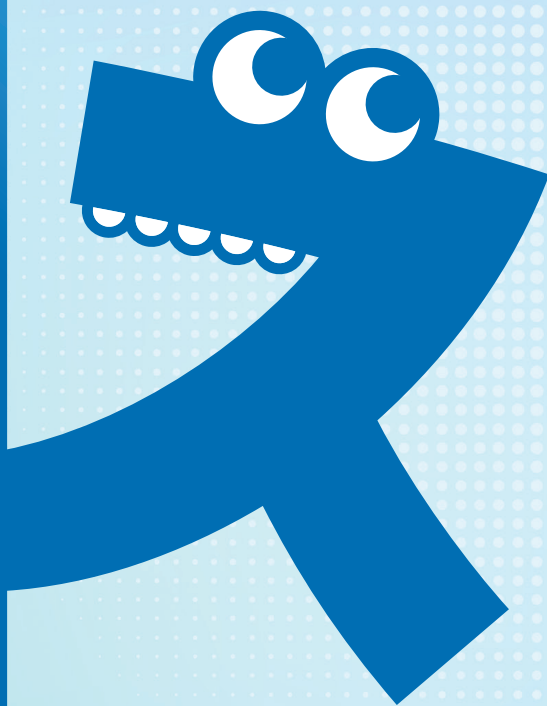
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

もっと自由で便利なスマホの未来へ。

スマホ法

ガイドブック

スマホ
ソフトウェア競争
促進法の概要



スマホ法の概要

スマホ法って何？

毎日、私たちが当たり前のように使っているスマートフォン。いまや生活や仕事に欠かせない存在です。

「スマホ法」(スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律)は、スマートフォンの利用に特に必要な4つのソフトウェア(モバイルOS・アプリストア・ブラウザ・検索エンジン これらを特定ソフトウェアといいます)について、セキュリティの確保等を図りつつ、公正で自由な競争を促進するために作られた法律です。

どうしてこの法律ができたの？

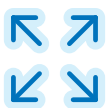
特定ソフトウェアに係る市場は、特定少数の巨大デジタルプラットフォーム事業者による寡占状態にあったため、新しい技術を持つ企業が参入しにくかったり、私たちが選べるサービスが制限されたりといった競争上の課題がありました。また、独占禁止法による対応では、問題となり得る行為の検証や立証に時間を要するなど、最終的な結論を出すまでに長い時間が必要となってしまうといった課題もありました。こうした状況を踏まえて、特定ソフトウェアについて競争環境を整備するためにスマホ法ができました。

スマホ法のメリットは？



便利なアプリが増える

公正な競争が促されることで、企業同士がアイデアを競い合い、画期的な新機能のあるアプリやもっと便利なアプリの誕生が期待されます。



選べる自由が増える

消費者がもっと多様なアプリやサービスを自由に選べるようになります。



価格が柔軟に変わる

いろいろな課金手段が認められることで選択肢が増えて、価格が柔軟に変わる可能性があります。



スマホ法の規制対象事業者は？

スマホ法3条1項では、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、政令で定める規模(年度における各月の平均ユーザー数が4000万人)以上の事業者を、スマホ法の規制対象事業者として、指定するものとしています。公正取引委員会は、令和7年3月26日、Apple Inc.(モバイルOS・アプリストア・ブラウザ)、iTunes株式会社(アプリストア)、Google LLC(モバイルOS・アプリストア・ブラウザ・検索エンジン)をスマホ法の規制対象事業者として指定しました(この指定を受けた事業者を「指定事業者」といいます)。

指定事業者に対する規制

スマホ法は、特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して9つの「やってはならない行為(禁止行為)」と5つの「やらなくてはならない義務(遵守義務)」を定めています。

禁止行為

- 1 取得したデータの不当な使用の禁止(5条)..... P.3
- 2 アプリ事業者に対する不正な取扱いの禁止(6条)..... P.4
- 3 他のアプリストアの提供妨害の禁止(7条1号)..... P.5
- 4 モバイルOSの機能の利用妨害の禁止(7条2号)..... P.6
- 5 他の課金システムの利用妨害の禁止(8条1号)..... P.7
- 6 リンクアウト、ステアリングの制限等の禁止(8条2号)..... P.8
- 7 他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止(8条3号)..... P.9
- 8 自社のソーシャルログインの利用強制の禁止(8条4号)..... P.10
- 9 検索結果の表示における自社優遇の禁止(9条)..... P.11

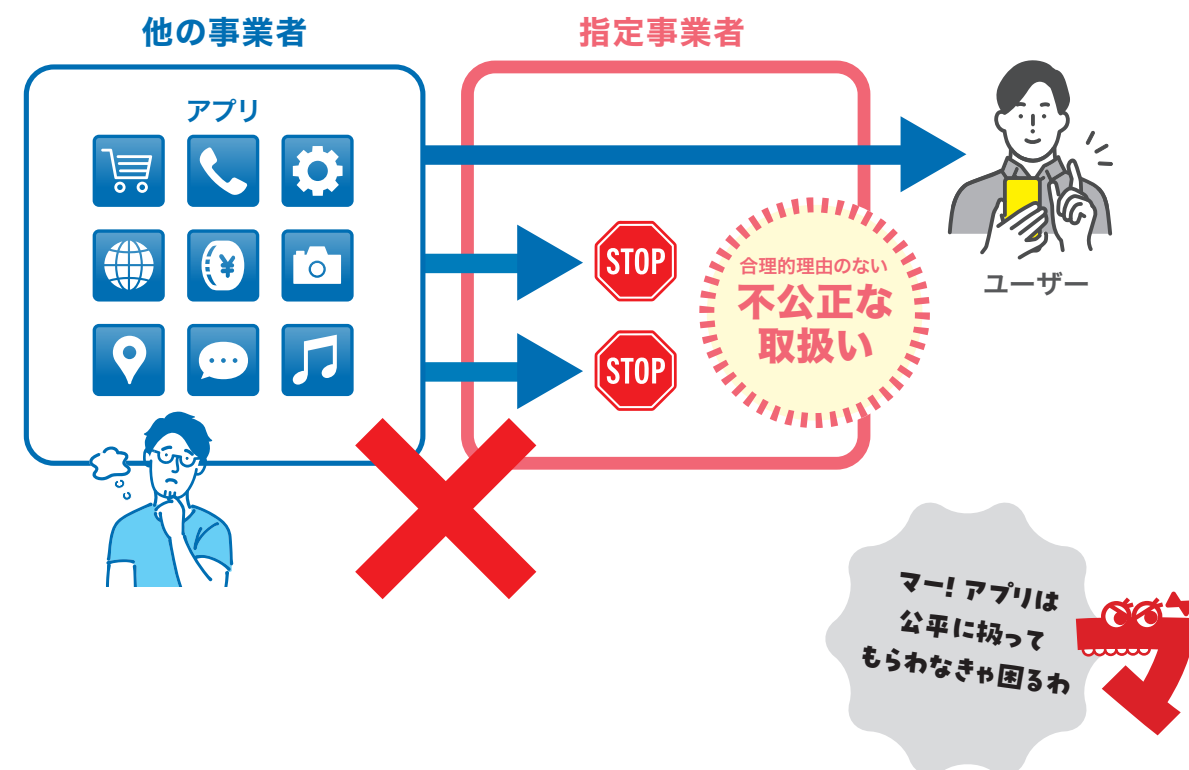
遵守義務

- 1 取得データの使用条件等の開示に係る措置(10条)..... P.12
- 2 取得データの利用者に対する移転に係る措置(11条)..... P.13
- 3 デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置(12条1号1ロ・2号)..... P.14
- 4 追加インストールの同意、アンインストールに係る措置(12条1号2ロ)..... P.15
- 5 仕様等の変更等の開示、期間の確保等に係る措置(13条)..... P.16

禁止行為 ②

アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止(6条)

指定事業者(モバイルOS・アプリストア)が、その圧倒的な立場を利用して、アプリ事業者に対して合理的な理由もなく不公正な取扱いをすることを禁止しています。これによって、特定のアプリを締め出すといった仲間はずれ、嫌がらせを防ぎます。



例えば こんな行為が禁じられます。

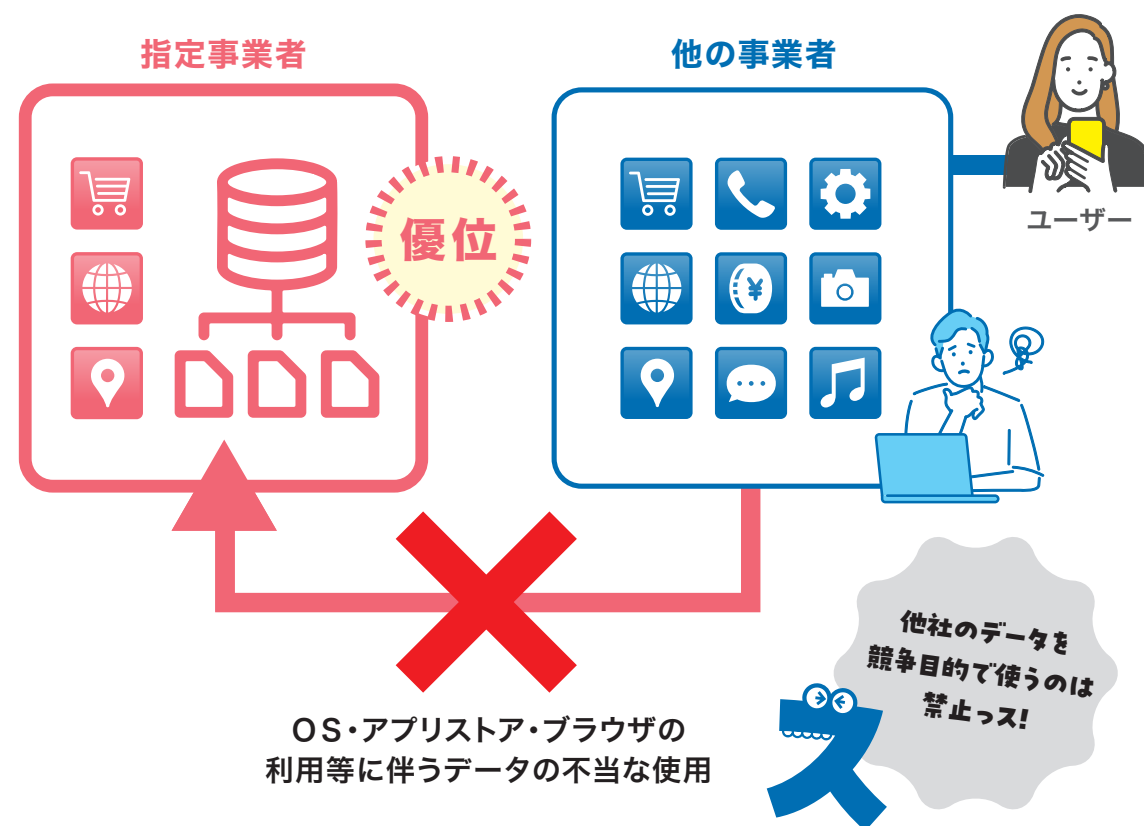
自社のアプリと競合するという理由だけで、他の事業者のアプリを自社のアプリストアに掲載させない

他の事業者が新機能をリリースするときに、合理的な理由なく審査を長引かせて、自社の機能のリリースが先となるようにする

禁止行為 ①

取得したデータの不当な使用の禁止(5条)

指定事業者(モバイルOS・アプリストア・ブラウザ)は指定に係る特定ソフトウェアを提供するに当たり、アプリ事業者やウェブサイト事業者が提供しているサービスの利用状況や、消費者の購入履歴などの一定の非公開データを取得することがあります。こうした他の事業者の一定の非公開データを競合する自社の商品・サービスを提供するために使うなど、データの不当な使用を禁止しています。



例えば こんな行為が禁じられます。

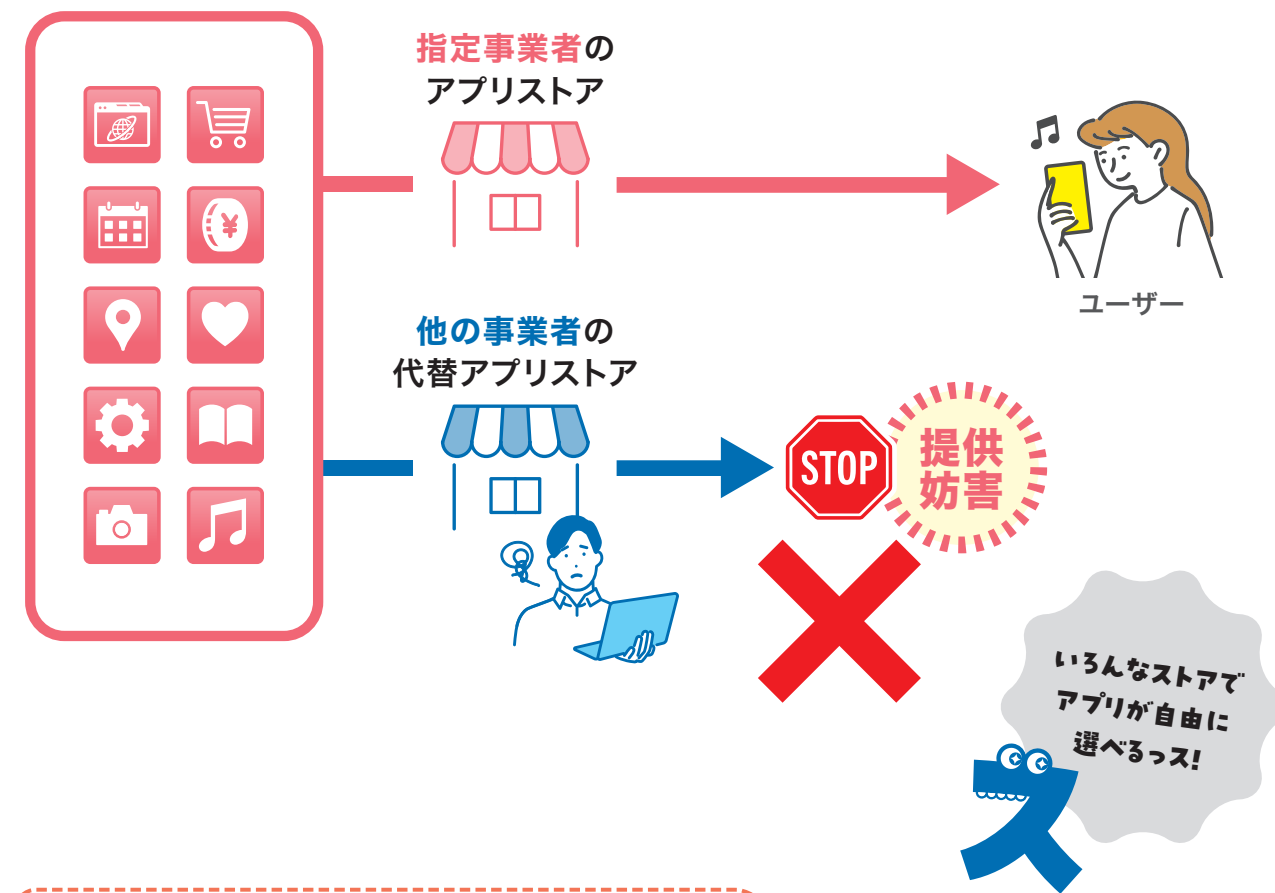
アプリストアで審査中のリリース前の他の事業者のアプリを分析し、それとそっくりな自社アプリをタイミングよく発売する

他の事業者のアプリにおけるアプリ内アイテムの課金履歴データから頻繁にアイテム課金を行うユーザーを割り出し、当該ユーザーに対して自社アプリのマーケティング活動を重点的に行う

禁止行為 ③

他のアプリストアの提供妨害の禁止(7条1号)

指定事業者(モバイルOS)が、他の事業者の代替アプリストアの提供を妨げることを禁止しています。アプリ事業者が指定事業者に支払う手数料の水準を含む、アプリストア間の自由な競争を促す効果が期待されます。



例えば こんな行為が禁じられます。

モバイルOSに、他の事業者のアプリストアが利用できなくなるような技術的な仕様を設ける

ユーザーに対する過剰な警告メッセージの表示などにより、他の事業者のアプリストアの利用をあきらめるよう誘導する

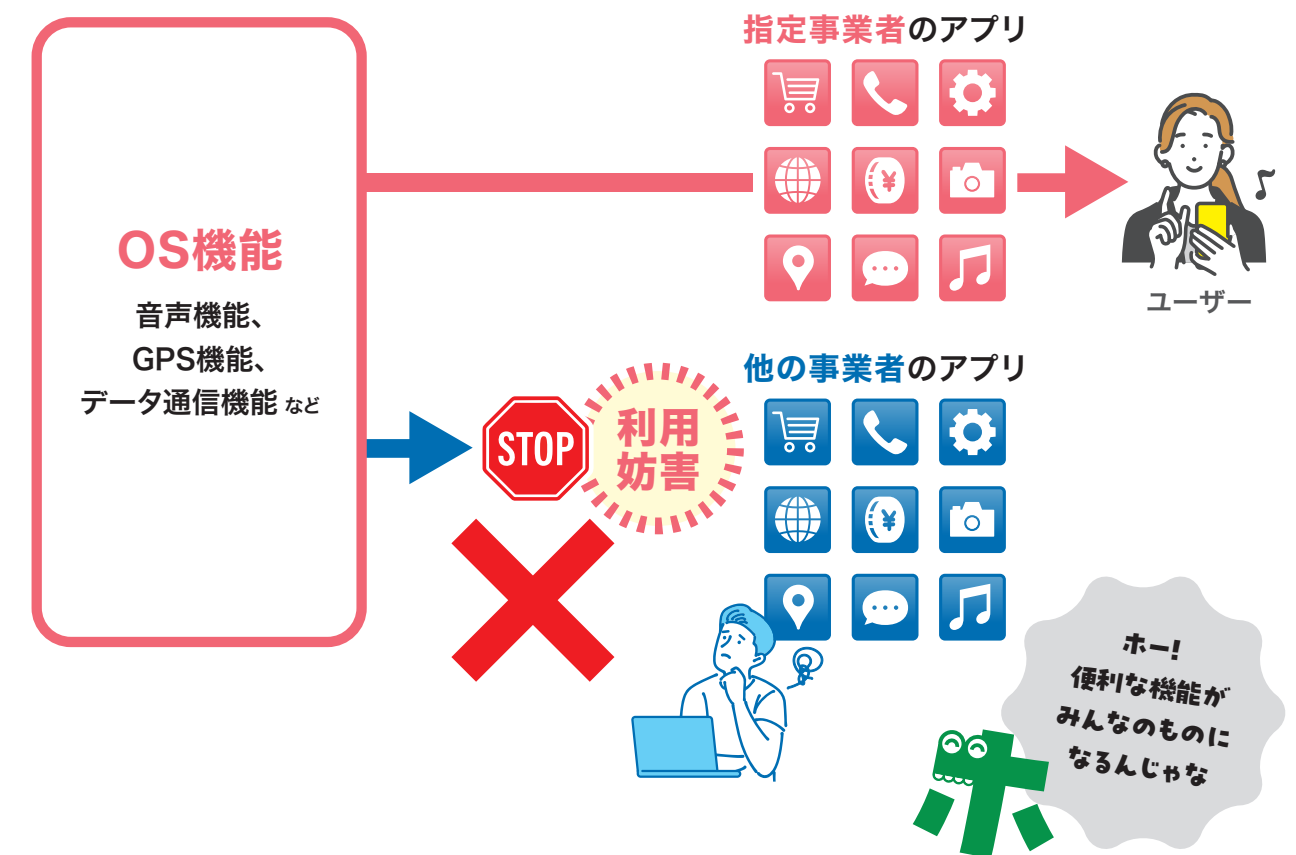
例外ルール
(正当化事由)

ただし、サイバーセキュリティの確保やプライバシーの保護、青少年の保護などの目的のために必要な行為で、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合は、例外として認められます。

禁止行為 ④

モバイルOSの機能の利用妨害の禁止(7条2号)

指定事業者(モバイルOS)が、自社のアプリの提供に利用するOS機能(音声機能、GPS機能、データ通信機能など)を、他の事業者が同等の性能でアプリの提供に利用することを妨げることを禁止しています。アプリ間の自由な競争を促すことで、OS機能を活用した多様なサービスの選択の機会が得られるなどの効果が期待されます。



例えば こんな行為が禁じられます。

他の事業者からのOS機能の利用のリクエストを拒絶したり、長期間にわたり対応しなかったりする

OS機能を利用しようとする他の事業者に対し、過度に高額な利用手数料を要求し、事実上利用できないようにする

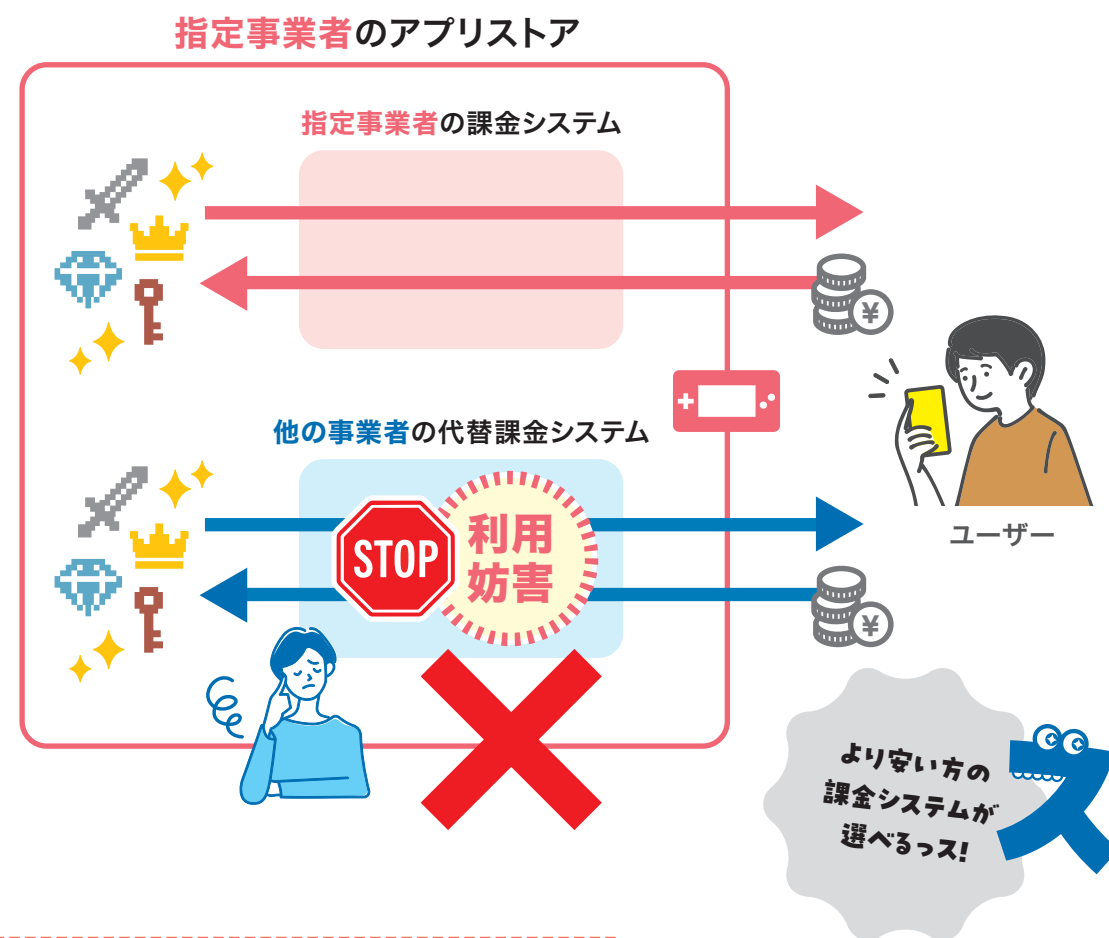
例外ルール
(正当化事由)

ただし、サイバーセキュリティの確保やプライバシーの保護、青少年の保護などの目的のために必要な行為で、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合は、例外として認められます。

禁止行為 ⑤

他の課金システムの利用妨害の禁止(8条1号)

指定事業者(アプリストア)が、他の事業者が提供する代替課金システムの利用を妨げることを禁止しています。指定事業者が自社の課金システムの利用を強制することを防ぎ、アプリ事業者が独自の割引サービスや多様な支払手段をユーザーに提供しやすくするためのルールです。



例えば こんな行為が禁じられます。

指定事業者の課金システム以外の支払手段を導入したアプリに対して、アプリストアでの検索順位を低下させたり、ユーザーが見つげにくい位置に配置したりする

指定事業者が、別の課金システムを利用しようとするアプリ事業者に対して、その利用が実質的に困難となるような高い手数料の負担を求める

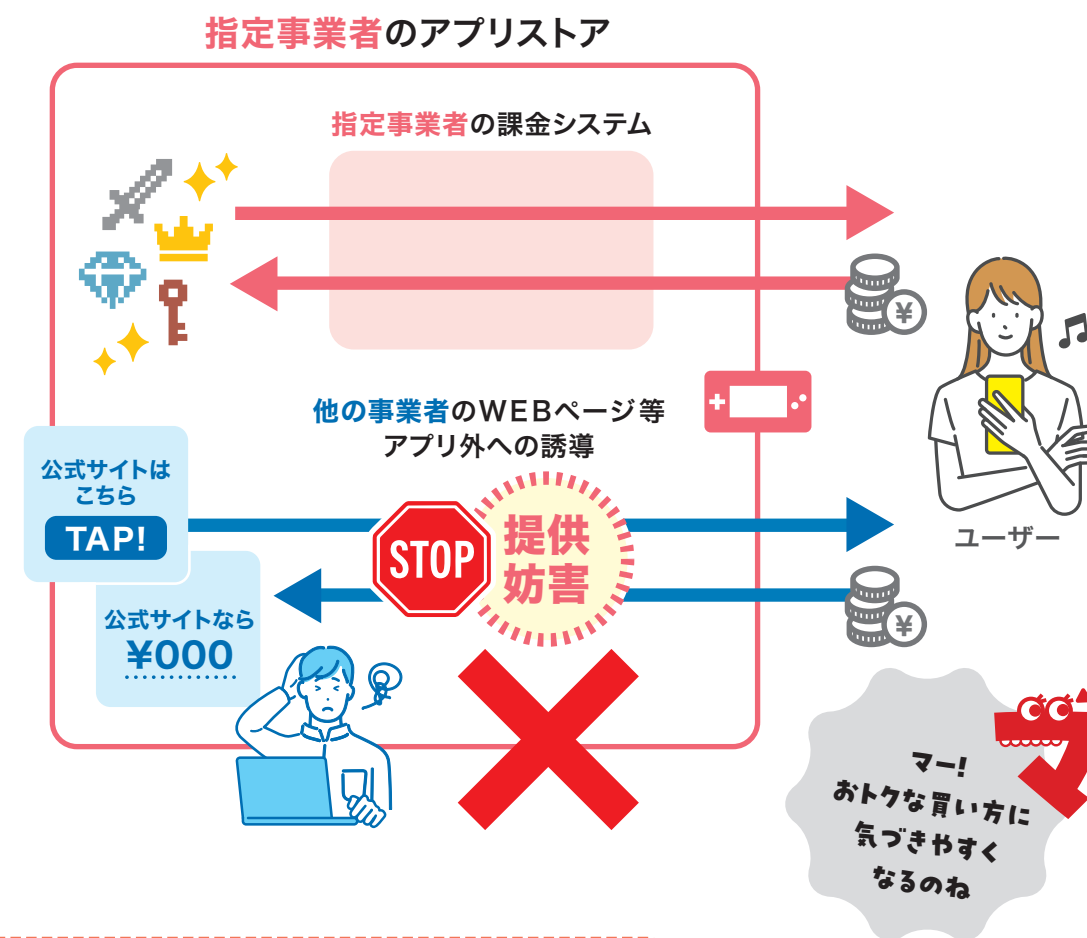
例外ルール
(正当化事由)

ただし、サイバーセキュリティの確保やプライバシーの保護、青少年の保護などの目的のために必要な行為で、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合は、例外として認められます。

禁止行為 ⑥

リンクアウト、ステアリングの制限等の禁止(8条2号)

指定事業者(アプリストア)が、アプリ事業者がユーザーをアプリ内からコンテンツなどを提供するウェブページ等に誘導することや、そこで取引や決済することを妨げることを禁止しています。アプリ事業者が、より安価なアイテムやコンテンツなど多様なサービスを提供するウェブページ等を通じてユーザーと取引することを妨げられないようにするためのルールです。



例えば こんな行為が禁じられます。

アプリ内でコンテンツを販売するウェブページへのリンクを貼ることを禁止し、アプリをアプリストアから削除したり、アップデートを拒否したりする

アプリ内に「ウェブサイトの方が安い」といったユーザーにとって有益な情報を書き込むことを禁止する

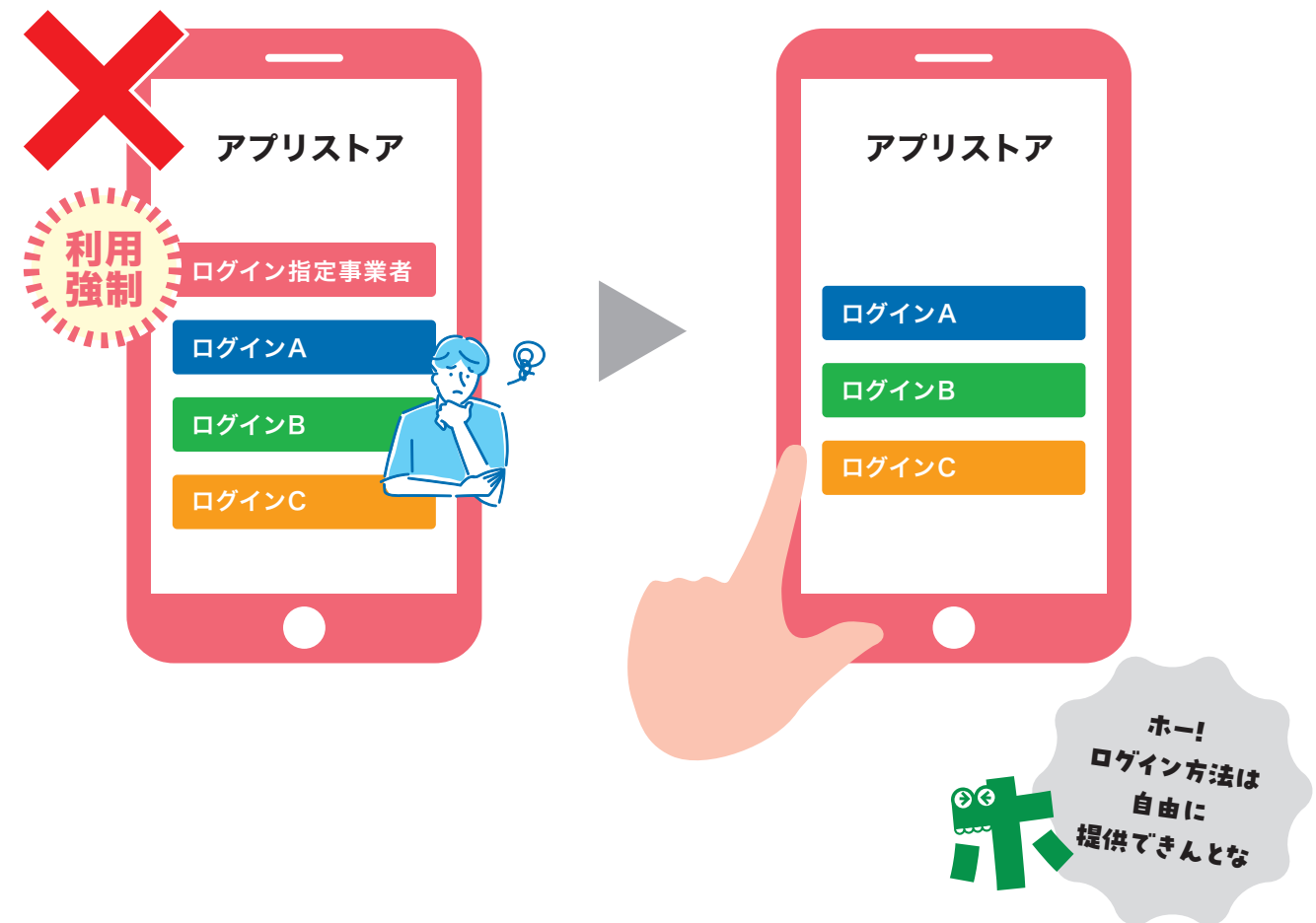
例外ルール
(正当化事由)

ただし、サイバーセキュリティの確保やプライバシーの保護、青少年の保護などの目的のために必要な行為で、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合は、例外として認められます。

禁止行為 ⑧

自社のソーシャルログインの利用強制の禁止(8条4号)

指定事業者(アプリストア)が、他のアプリ事業者がアプリストアでアプリを提供する際に、自社のソーシャルログインサービスの利用を強制することを禁止しています。指定事業者がその立場を利用して、ユーザーを自社のサービスにロックインすることを防ぐことが可能になります。



例えば こんな行為が禁じられます。

アプリ事業者に対し、指定事業者が規約によって強制的に自社のログイン機能を使わせる

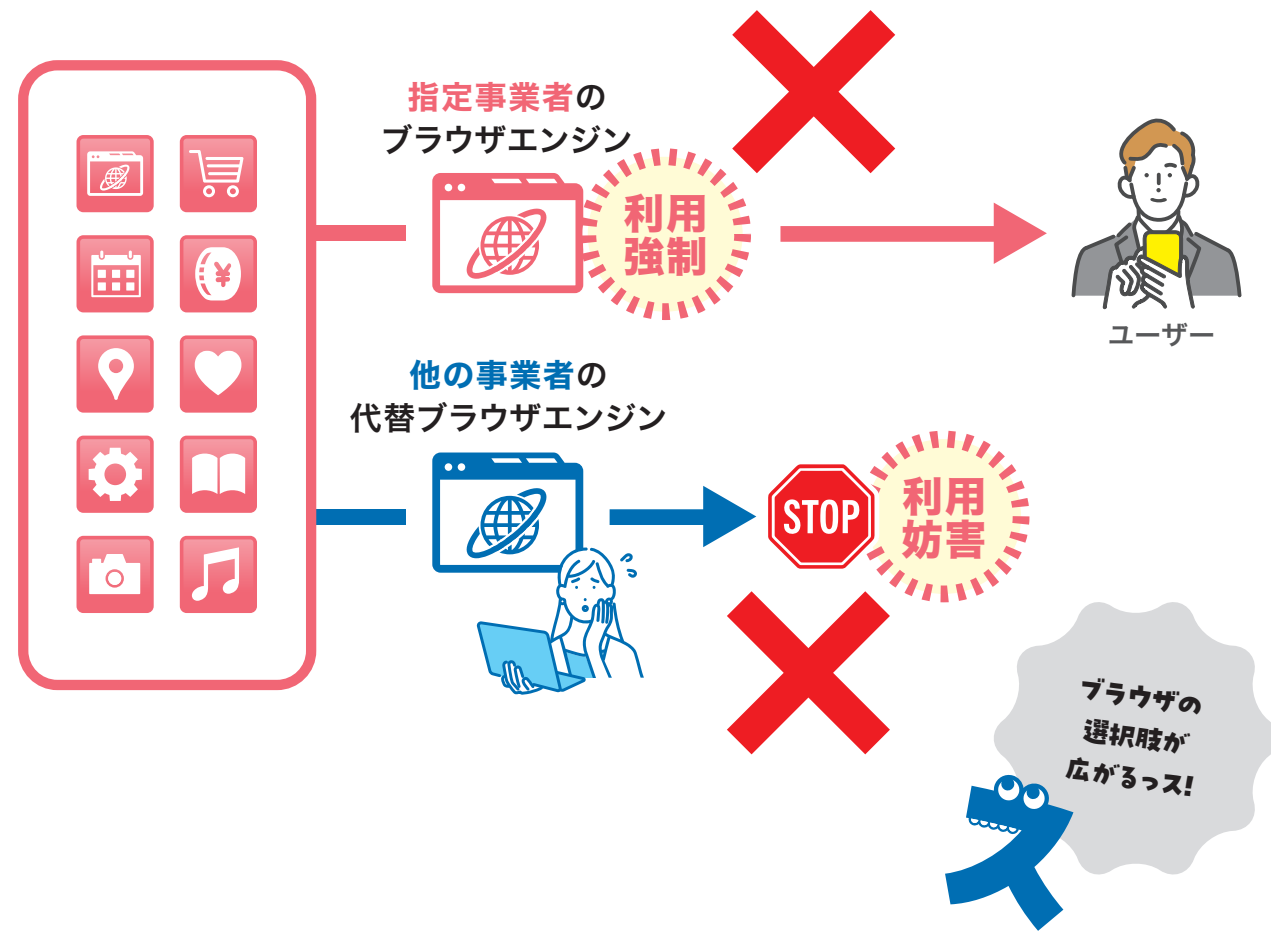
アプリ事業者がアプリにログイン機能を導入する際のアプリ審査で、指定事業者が自社のログイン機能も並べるように修正させる

禁止行為 ⑦

他のブラウザエンジン※の利用妨害の禁止(8条3号)

※ブラウザエンジンとは、ブラウザの一部を構成するソフトウェアで、ウェブページ情報を閲覧することができる状態に処理するものです。

指定事業者(アプリストア)が、他の事業者が提供する代替ブラウザエンジンをアプリの構成要素とすることを妨げるのを禁止しています。アプリ事業者が代替ブラウザエンジンを利用した多様なアプリ(特にブラウザ)を提供しやすくすることを目指しています。



例えば こんな行為が禁じられます。

アプリ事業者に対し、指定事業者が規約によって強制的に自社のブラウザエンジンを使わせる

指定事業者のもの以外のブラウザエンジンを搭載したアプリを、アプリストアから排除したり、審査で落としたりする

例外ルール
(正当化事由)

ただし、ブラウザ以外のアプリについて、サイバーセキュリティの確保やプライバシーの保護、青少年の保護などの目的のために必要な行為で、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合は、例外として認められます。

禁止行為 ⑨

検索結果の表示における自社優遇の禁止(9条)

指定事業者(検索エンジン)が、検索結果を表示する際に、正当な理由がないのに、自社のサービスを優先的に取り扱うことを禁止しています。検索結果において、指定事業者以外のサービスも公平な形で表示されることで、ユーザーが自分にとって最適なサービスを適切に選ぶことができるような、公正な競争環境を守るためのルールです。



例えば こんな行為が禁じられます。

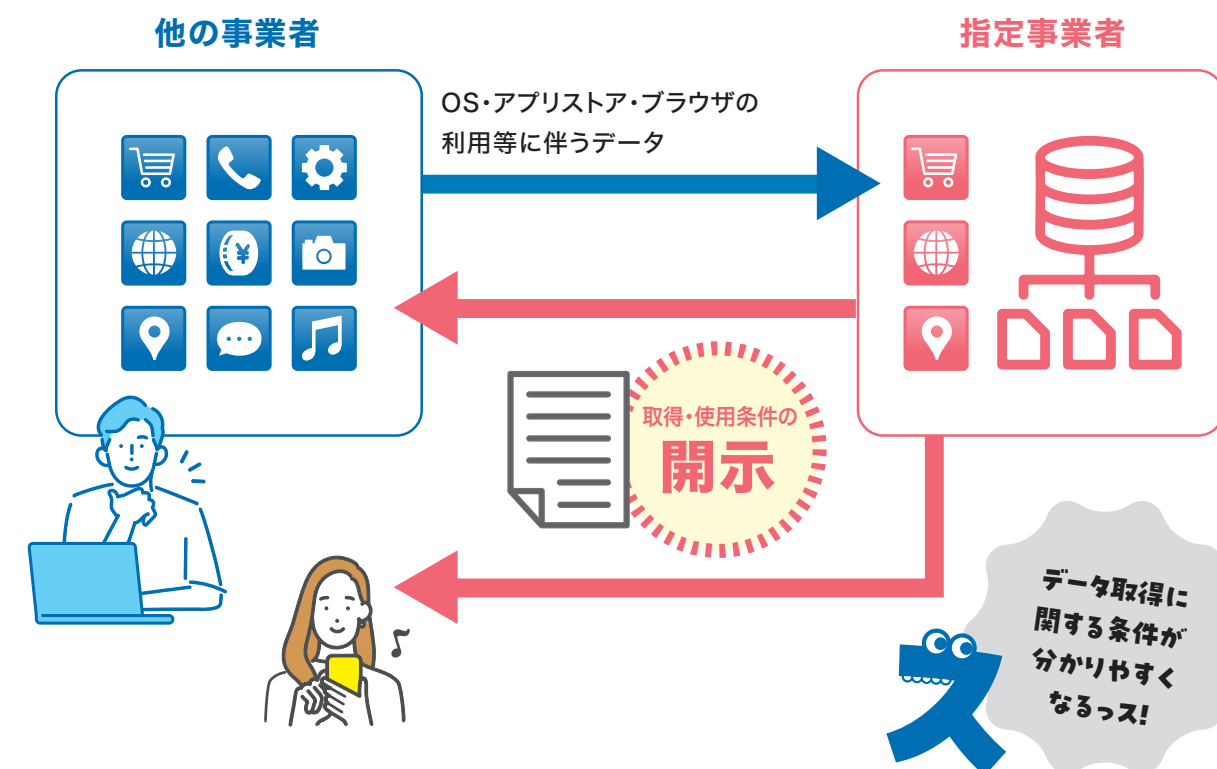
アプリの検索結果を表示する際、指定事業者のアプリストアからのダウンロードを促す情報を最上位に固定して表示する

ニュースを表示する別枠で、指定事業者のサービスのみを表示し、その他のニュースを表示しない

遵守義務 ①

取得データの使用条件等の開示に係る措置(10条)

指定事業者(モバイルOS・アプリストア・ブラウザ)は、自らがどのようなデータを集めてどう活用しているのか、また他の事業者にどのような条件でデータを提供しているのかを、アプリ事業者やウェブサイト事業者やユーザーに分かりやすく公開する義務があります。取得したデータの不当な使用の禁止(5条)の遵守を担保するとともに、データ取得等の透明性を高めるためのルールです。



具体的には こんな義務があります。

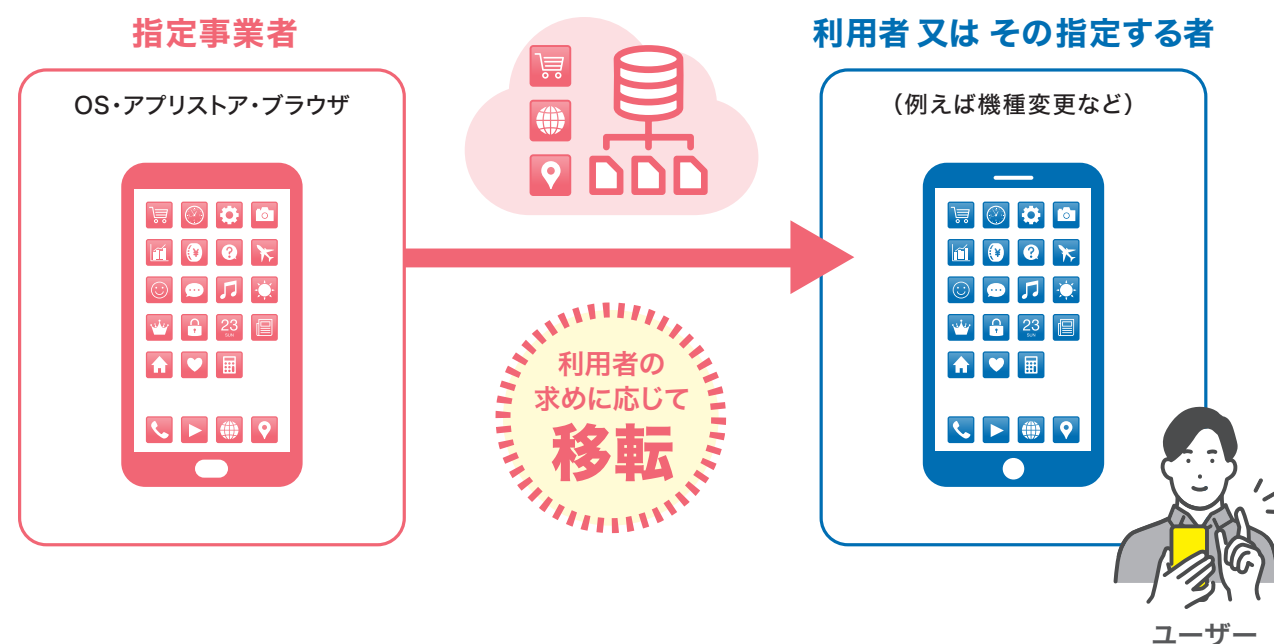
指定事業者は、どのようなデータを取得し、それを何に活用しているのかを明確な言葉で説明する

他のアプリ事業者がデータを取得する際の条件を、簡単にアクセスできて、いつでも確認できるように開示する

遵守義務 ②

取得データの利用者に対する移転に係る措置（11条）

指定事業者（モバイルOS・アプリストア・ブラウザ）は、スマホのユーザーが他の事業者のモバイルOSのスマホやアプリストア、ブラウザに切り替えるとき、それまでに蓄積してきたデータの移転をスムーズに行えるようにするため、必要な措置を講じなければなりません。ユーザーが使いたいスマホやサービスを自由に選べるようにすることを目的としたルールです。



マー！データの
引っ越しが
簡単になれるのね

具体的には こんな義務があります。

連絡先、通話履歴、閲覧履歴、アカウント情報、写真・ビデオ、クレジットカード情報、パスワードなどのデータを円滑に移転できるシステムを用意する

データ移行のための手続をわざと複雑にしたり、ユーザーに不当に時間をかけさせたりせず、ユーザーがストレスなく別サービスへ移行できるような環境を整備する

遵守義務 ③

デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置（12条1号1ロ・2号）

指定事業者（モバイルOS・ブラウザ）は、スマホにおいて自社のアプリやサービスをデフォルト設定^{*1}にしている場合、ユーザーが自分の好みに合わせて、いつでも簡単に好きなアプリやサービスにデフォルト設定を変更できるようにする義務があります。また、ユーザーの選択の機会が特に確保される必要があるブラウザ^{*2}や検索アプリ・検索エンジン^{*3}については、複数の選択肢が表示される選択画面をユーザーに表示することとされています。



*1 デフォルト設定（標準設定）…スマホの画面上でリンクをタップした際などに、特定のアプリやサービスがユーザーの選択によらずに自動的に起動する設定。

*2 ブラウザ…インターネット上の情報を表示するためのスマホアプリのこと。

*3 検索アプリ・検索エンジン…検索アプリとは、特定の検索エンジンを利用して検索結果を表示するスマホアプリのこと。
検索エンジンとは、ブラウザで表示する情報を探してくれる機能のこと。
検索アプリと検索エンジンを選択画面で同時に選ぶことができる場合もあります。

ホー！好きな
アプリが簡単に
選べるんじやのう

具体的には こんな義務があります。

指定事業者のアプリがデフォルトで起動する場合、簡単な操作でデフォルト設定を変更できるようにする

指定事業者は、ブラウザや検索アプリ・検索エンジンについて、どれをデフォルト設定にするかを選ぶための選択肢が表示されるようにする（選択画面の表示）

遵守義務 ④

追加インストールの同意、アンインストールに係る措置 (12条1号ハ)

指定事業者(モバイルOS)は、ユーザーがモバイルOSをアップデートする際に **ユーザーの同意** なく自社のアプリをインストールさせてはいけません。また、スマホにインストールされている指定事業者のアプリについて、**ユーザーが簡単な操作でいつでも消去できるようにしなければなりません。**



具体的にはこんな義務があります。

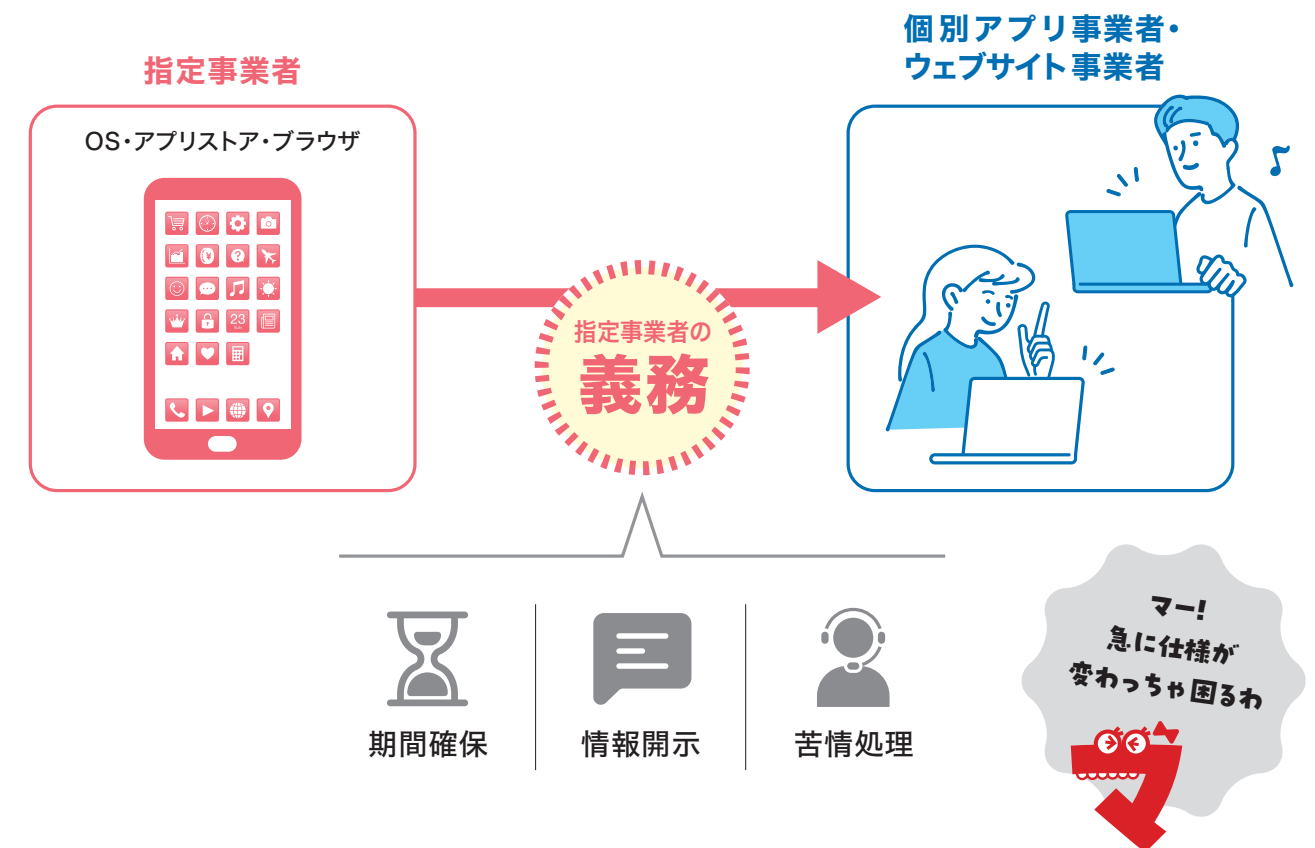
指定事業者のアプリをスマホに追加インストールする場合には、必ずユーザーの同意を得る

指定事業者は、自社のアプリについて、ユーザーが簡単な操作でアンインストールできるようにする

遵守義務 ⑤

仕様等の変更等の開示、期間の確保等に係る措置 (13条)

指定事業者(モバイルOS・アプリストア・ブラウザ)は、仕様や利用に係る条件の変更等を行う場合に、**十分な期間の確保や情報の開示、必要な体制の整備その他の措置を講じなくてはなりません。**この義務付けには、他の事業者が仕様の変更等に円滑に対応できるようにし、不利益が生じないようにする狙いがあります。



具体的にはこんな義務があります。

仕様等についての情報開示、仕様等の変更についての期間確保と情報開示、利用の拒絶についての期間確保と情報開示などを行う

仕様等の変更等が公正に行われるように、左記の措置に係る苦情の処理や、その他の体制や手続を整備する

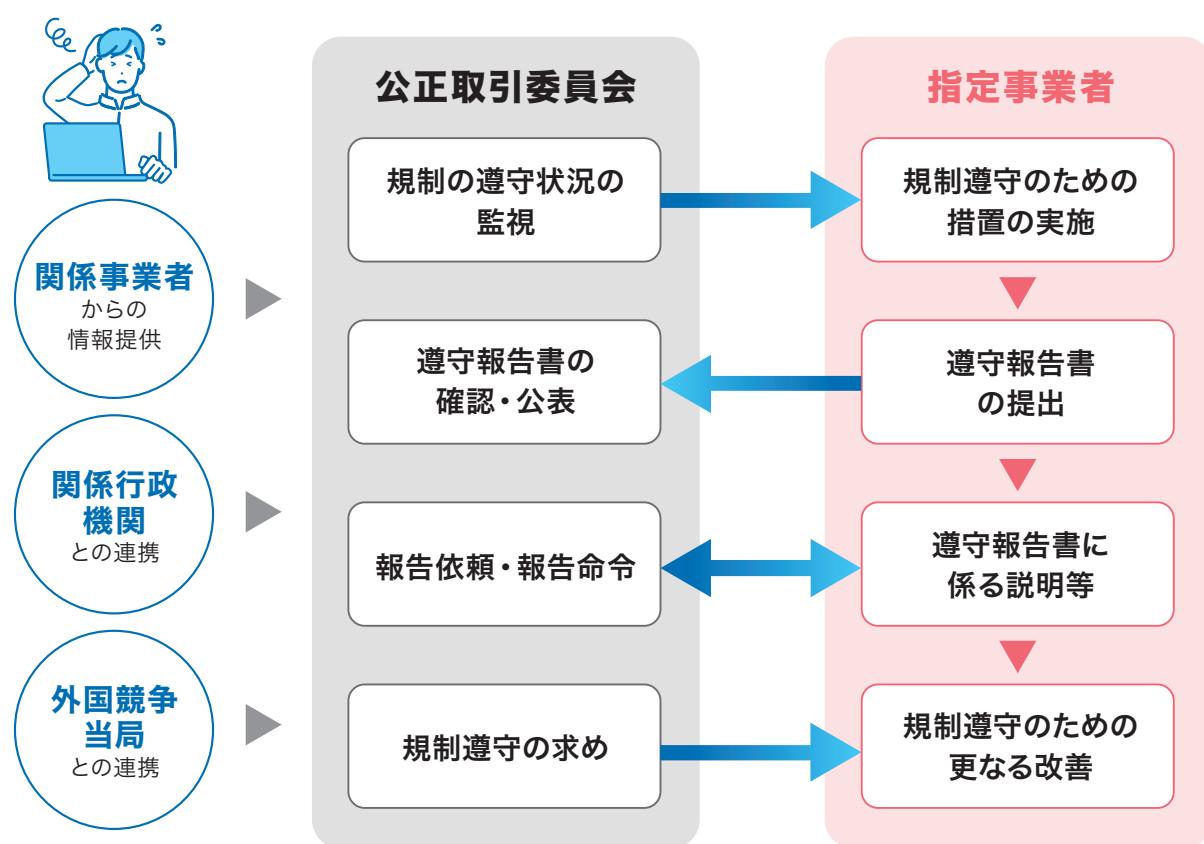
ビジネスモデルの改善に向けた法運用について

遵守報告書の提出(14条)等

指定事業者には、禁止行為と遵守義務への対応状況等を記載した報告書の毎年度の提出が義務付けられています。

なお、遵守報告書は、事業者の秘密を除いた上で、公正取引委員会が公表を行います。

公正取引委員会は、指定事業者やアプリ事業者などの関係者と継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求めています。



継続的なコミュニケーションを通じて違反行為が認められた場合や問題となり得る行為が改善されない場合



公正取引委員会に対する申告(15条)

スマホ法に違反する事実があると考えられる場合は、誰でもその事実に係る申告を公正取引委員会に対して行うことができます。また、指定事業者は、申告をした者に対し、申告をしたことを理由に不利益な取扱いをしてはなりません。

スマホ法に違反する事実があると考えられる場合は、以下の申告フォームを御利用ください。

指定事業者との間の取引実態・スマホ法の運用に対する御意見などがある場合は、以下の情報提供フォームを御利用ください。



申告フォーム

<https://www.jftc.go.jp/sumaho/madoguchi/shinkoku.html>



情報提供フォーム

https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/smartphone_software.html

また、公正取引委員会のウェブサイトではスマホ法の解説動画や指針(ガイドライン)などの各種資料を公開しているほか、遵守報告書の公表に併せて「よくある質問(デベロッパの方向け)」を公開しています。併せて御確認ください。



公正取引委員会
ウェブサイト

<https://www.jftc.go.jp/msca/index.html>



よくある質問
(デベロッパの方向け)

https://www.jftc.go.jp/msca/index_yokuarusitumon.html





公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

